

障 害 程 度 等 級 表

級 別	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1 級	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3 級	1 両上肢のおや指及び人さし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

(備考)(抜粋)

2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

身体障害認定基準(肢体不自由)

1. 総括的解説

(1) 肢体不自由は機能の障害の程度をもって判定するものであるが、その判定は、強制されて行われた一時的な能力ではではない。例えば、肢体不自由者が無理をすれば1kmの距離は歩行できるが、そのために症状が悪化したり、又は疲労、疼痛等のために翌日は休養しなければならないようなものは1km歩行可能者とはいえない。

(2) 肢体の疼痛又は筋力低下等の障害も、客観的に証明でき又は妥当と思われるものは機能障害として取扱う。

具体的な例は次のとおりである。

1) 疼痛による機能障害

筋力テスト、関節可動域の測定又はX線写真等により、疼痛による障害があることが医学的に証明されるもの。

2) 筋力低下による機能障害

筋萎縮、筋の緊張等筋力低下をきたす原因が医学的に認められ、かつ、徒手筋力テスト、関節可動域の測定等により、筋力低下による障害があることが医学的に証明されるもの。

(3) 「**全廃**」とは、関節可動域(以下、他動的可動域とする)が**10度以内**、筋力では**徒手筋力テストで2**以下に相当するものをいう(肩及び足の各関節を除く)

「**機能の著しい障害**」とは、以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値(概ね90度)のほぼ30%(概ね**30度以下**)のものをいい、筋力では**徒手筋力テストで3**(5点法)に相当するものをいう。(肩及び足の各関節を除く)

「**軽度の障害**」とは、日常生活に支障をきたすと見なされる値(概ね90度で足関節の場合は30度を超えないもの)又は、筋力では**徒手筋力テストで各運動方向平均が4**に相当するものをいう。

(注) 関節可動域は連続した運動の範囲としてとらえ、筋力は徒手筋力テストの各運動方向の平均値を以って評価する。

(4) この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。

(5) 7級は、もとより身体障害者手帳交付の対象にならないが、等級表の備考に述べられているように、肢体不自由で、7級相当の障害が2以上ある時は6級になるので参考として記載したものである。

(6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。なお、人工骨頭又は人工関節については、人工骨頭又は人工関節の置換術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定する。

(7) 乳幼児期以前に発現した非進行性の脳病変によってもたらされた脳原性運動機能障害については、その障害の特性を考慮し、上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由の一般的認定方法によらず別途の方法によることとしたものである。

2. 各項解説

(1) 上肢不自由

ア 一上肢の機能障害

(ア)「**全廃**」(2級)とは、肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃したものをいう。

(イ)「**著しい障害**」(3級)とは、握る、摘む、なでる(手、指先の機能)、物を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる(腕の機能)等の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 機能障害のある上肢では5kg以内のものしか下げることができないもの。この際荷物は手指で握っても肘でつり下げてもよい。
- 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか2関節の機能を全廃したもの。

(ウ)「**軽度の障害**」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

- 精密な運動のできないもの。
- 機能障害のある上肢では10kg以内のものしか下げることのできないもの。

イ 肩関節の機能障害

(ア)「**全廃**」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域30度以下のもの。
- 徒手筋力テストで2以下のもの。

(イ)「**著しい障害**」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域60度以下のもの。
- 徒手筋力テストで3に相当するもの。

ウ 肘関節の機能障害

(ア)「**全廃**」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域10度以下のもの。
- 高度の動揺関節。
- 徒手筋力テストで2以下のもの。

(イ)「**著しい障害**」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域30度以下のもの。
- 中等度の動揺関節。
- 徒手筋力テストで3に相当するもの。
- 前腕の回内及び回外運動が可動域10度以下のもの。

エ 手関節の機能障害

(ア)「**全廃**」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域10度以下のもの。
- 徒手筋力テストで2以下のもの。

(イ)「**著しい障害**」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域 30 度以下のもの。
- 徒手筋力テストで 3 に相当するもの。

オ 手指の機能障害

(ア)手指の機能障害の判定には次の注意が必要である。

- ① 機能障害のある指の数が増すにつれて幾何学的にその障害は重くなる。
- ② おや指、次いでひとさし指の機能は特に重要である。
- ③ おや指の機能障害は摘む、握る等の機能を特に考慮して、その障害の重さを定めなければならない。

(イ)一側の五指全体の機能障害

① 「**全廃**」(3級)の具体的な例は次のとおりである。

字を書いたり、箸を持つことができないもの。

② 「**著しい障害**」(4級)の具体的な例は次のとおりである。

- 機能障害のある手で 5kg 以内のものしか下げることのできないもの。
- 機能障害のある手の握力が 5kg 以内のもの。
- 機能障害のある手で鍬又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの。

③ 「**軽度の障害**」(7級)の具体的な例は次のとおりである。

- 精密な運動のできないもの。
- 機能障害のある手では 10kg 以内のものしか下げることのできないもの。
- 機能障害のある手の握力が 15kg 以内のもの。

(ウ)各指の機能障害

① 「**全廃**」の具体的な例は次のとおりである。

- 各々の関節の可動域 10 度以下のもの。
- 徒手筋力テスト 2 以下のもの。

② 「**著しい障害**」の具体的な例は次のとおりである。

- 各々の関節の可動域 30 度以下のもの。
- 徒手筋力テストで 3 に相当するもの。

(2) 下肢不自由

ア 一下肢の機能障害

(ア)「**全廃**」(3級)とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの。
- 大腿骨又は脛骨の骨幹部偽関節のため患肢で立位を保持できないもの。

(イ)「**著しい障害**」(4 級)とは、歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うづくまる、膝をつく、坐る等の下肢の機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 1km 以上の歩行不能。
- 30 分以上起立位を保つことのできないもの。
- 通常の駅の階段の昇降が手すりにすがらねばできないもの。
- 通常の腰掛けでは腰掛けることのできないもの。
- 正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの。

(ウ)「**軽度の障害**」(7 級)の具体的な例は次のとおりである。

- 2km 以上の歩行不能。
- 1 時間以上の起立位を保つことのできないもの。
- 横座りはできるが正座及びあぐらのできないもの。

イ 股関節の機能障害

(ア)「**全廃**」(4 級)の具体的な例は次のとおりである。

- 各方向の可動域(伸展⇔屈曲、外転⇔内転等連続した可動域)が 10 度以下のもの。
- 徒手筋力テストで 2 以下のもの。

(イ)「**著しい障害**」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。

- 可動域 30 度以下のもの。
- 徒手筋力テストで 3 相当のもの。

(ウ)「**軽度の障害**」(7 級)の具体的な例は次のとおりである。

股関節脱臼で中等度の跛行を呈するもの。

ウ 膝関節の機能障害

(ア)「**全廃**」(4 級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域 10 度以下のもの。
- 徒手筋力テストで 2 以下のもの。
- 高度の動揺関節、高度の変形。

(イ)「**著しい障害**」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域 30 度以下のもの。
- 徒手筋力テストで 3 に相当するもの。
- 中等度の動揺関節。

(ウ)「**軽度の障害**」(7 級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域 90 度以下のもの。
- 徒手筋力テストで 4 に相当するもの又は筋力低下で 2km 以上の歩行ができないもの。

エ 足関節の機能障害

(ア)「**全廃**」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域 5 度以内のもの。
- 徒手筋力テストで 2 以下のもの。
- 高度の動揺関節、高度の変形。

(イ)「**著しい障害**」(6 級)の具体的な例は次のとおりである。

- 関節可動域 10 度以内のもの。
- 徒手筋力テストで 3 に相当するもの。
- 中等度の動揺関節。

オ 足指の機能障害

(ア)「**全廃**」(7 級)の具体的な例は次のとおりである。

下駄、草履をはくことのできないもの。

(イ)「**著しい障害**」(両側の場合は 7 級)とは特別の工夫をしなければ下駄、草履をはくことのできないものをいう。

カ 下肢の短縮

計測の原則として前腸骨棘より内くるぶし下端までの距離を測る。

キ 切 断

大腿又は下腿の切断の部位及び長さは実用長をもって計測する。従って肢断端に骨の突出、癍痕、拘縮、神経断端腫その他の障害があるときは、その障害の程度を考慮して、上位の等級に判定することもあり得る。

(3) 体幹不自由

体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。

体幹の不自由をきたすのは、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害である。これらの多くのもはその障害が単に体幹のみならず四肢にも及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは、四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従って、このような症例の等級は体幹と四肢の想定した障害の程度を総合して判定するのであるが、この際二つの重複する障害として上位の等級に編入するには十分注意を要する。例えば臀筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として二つの 2 級の重複として 1 級に編入することは妥当ではない。

ア「**座っていることのできないもの**」(1 級)とは、腰掛け、正座、横座り及びあぐらのいずれもできないものをいう。

イ「**座位または起立位を保つことの困難なもの**」(2 級)とは、10 分間以上にわたり座位または起立位を保っていることのできないものをいう。

ウ「**起立することの困難なもの**」(2 級)とは、臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能となるものをいう。

エ「**歩行の困難なもの**」(3 級)とは、100m 以上の歩行不能のもの又は片脚による起立位保持が全く不可能なものをいう。

オ「**著しい障害**」(5 級)とは、体幹の機能障害のために 2km 以上の歩行不能のものをいう。

(注 1) なお、体幹不自由の項では、1 級、2 級、3 級及び 5 級のみが記載され、その他の 4 級、6 級が欠となっている。これは体幹の機能障害は四肢と異り、具体的及び客観的に表現し難いので、このように大きく分けたのである。3 級と 5 級に指定された症状の中間と思われるものがあつた時も、これを 4 級とすべきではなく 5 級にとどめるべきものである。

(注 2) 下肢の異常によるものを含まないこと。

(4) 脳原性運動機能障害

この障害区分により程度等級を判定するのは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常についてであり、具体的な例は脳性麻痺である。

以下に示す判定方法は、生活関連動作を主体としたものであるので、乳幼児期の判定に用いることの不適当な場合は前記(1)～(3)の方法によるものとする。

なお、乳幼児期に発現した障害によって脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する者で、前記(1)～(3)の方法によることが著しく不利な場合は、この方法によることができるものとする。

ア 上肢の機能障害

(ア) 両上肢の機能障害がある場合

両上肢の機能障害の程度は、紐むすびテストの結果によって次により判定するものとする。

区 分	紐むすびテストの結果
等級表 1 級に該当する障害	紐むすびのできた数が19本以下のもの
等級表 2 級に該当する障害	紐むすびのできた数が33本以下のもの
等級表 3 級に該当する障害	紐むすびのできた数が47本以下のもの
等級表 4 級に該当する障害	紐むすびのできた数が56本以下のもの
等級表 5 級に該当する障害	紐むすびのできた数が65本以下のもの
等級表 6 級に該当する障害	紐むすびのできた数が75本以下のもの
等級表 7 級に該当する障害	紐むすびのできた数が76本以上のもの

(注) 紐むすびテスト

5 分間にとじ紐(長さ概ね 43cm)を何本むすぶことができるかを検査するもの。

(イ) 一上肢の機能に障害がある場合

一上肢の機能障害の程度は 5 動作の能力テストの結果によって、次により判定するものとする。

区 分	5 動作の能力テストの結果
等級表 1 級に該当する障害	—————
等級表 2 級に該当する障害	5 動作の全てができないもの
等級表 3 級に該当する障害	5 動作のうち 1 動作しかできないもの
等級表 4 級に該当する障害	5 動作のうち 2 動作しかできないもの
等級表 5 級に該当する障害	5 動作のうち 3 動作しかできないもの
等級表 6 級に該当する障害	5 動作のうち 4 動作しかできないもの
等級表 7 級に該当する障害	5 動作の全てができるが、上肢に不随意運動・失調等を有するもの

(注) 5 動作の能力テスト

次の 5 動作の可否を検査するもの

- 封筒を鋏で切る時に固定する。
- さいふからコインを出す。
- 傘をさす。
- 健側の爪を切る。
- 健側のそで口のボタンをとめる。

イ 移動機能障害

移動機能障害の程度は下肢・体幹機能の評価の結果によって次により判定する。

区 分	下肢・体幹機能の評価の結果
等級表 1 級に該当する障害	つたい歩きができないもの
等級表 2 級に該当する障害	つたい歩きのみができるもの
等級表 3 級に該当する障害	支持なしで立位を保持し、その後10m歩行することはできるが、椅子から立ち上がる動作又は椅子に座る動作ができないもの
等級表 4 級に該当する障害	椅子から立ち上がり10m歩行し再び椅子に座る動作に15秒以上かかるもの
等級表 5 級に該当する障害	椅子から立ち上がり10m歩行し再び椅子に座る動作は15秒未満でできるが、50cm幅の範囲を直線歩行できないもの
等級表 6 級に該当する障害	50cm幅の範囲を直線歩行できるが、足を開き、しゃがみこんで、再び立ち上がる動作ができないもの
等級表 7 級に該当する障害	6級以上には該当しないが、下肢に不随意運動・失調等を有するもの